

東近江市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

東近江市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月28日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

東近江市職員の退職手当に関する条例（平成17年東近江市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第6条の4第2項中「第5条の2第2項第2号から第19号まで」を「第5条の2第2項第2号から第11号まで」に改める。

第7条第3項中「第2項」を「前項」に改め、同条第5項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

第8条第2項中「この条において、」を「この条において」に、「あたっては」を「当たっては」に改め、同条第8項第4号中「第3項第4号」を「第3項第3号」に改める。

第10条第2項中「すべての」を「全ての」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。